

### (3) 消費段階における安全・安心の確保

---

#### 現状と課題

- 講習会等により、消費者に対して食中毒予防など食の安全性に関して普及啓発を行っています。
- 広報紙やホームページ等により、食の安全・安心に関する情報提供を行っています。

#### 取組の方向

- ① 食中毒予防や食品表示の利用方法などは、消費者に対しても広く啓発していく必要があるため、出前講座などの機会を通じて積極的に情報提供を行います。
- ② 食の安全性確保に関する情報について、ホームページ等による情報提供を行います。

【担当課】 食品・衛生課、高知市保健所

### (4) 県民からの相談等による立入調査等

---

#### 現状と課題

- 関係各課、各保健所及び消費生活センターでは、食品の相談窓口として食品の安全性や品質に関する相談等が数多く寄せられています。
- 各福祉保健所及び高知市保健所への相談内容は、食品表示、異物混入、有症が主なものとなっています。
- 食品に起因する健康被害の発生防止や拡大を防ぐために、情報をいち早く収集し、迅速な対応を行うことが求められます。
- 県民からの相談等には、相談者の「安心」につながる対応が求められます。

#### 取組の方向

- ① 食の安全・安心に関する担当主管課及び出先機関の一般相談窓口を通じて、食品に関する相談や情報の提供を受け付けます。
- ② 県民から食の安全・安心の確保が損なわれる事態に関する相談や情報の提供があった場合は、内容に応じて関係法令や条例に基づき、速やかに必要な措置を講じます。
- ③ 措置や立入調査に際しては、必要に応じて関係部局や関係団体などが連携・協力して効果的で適切な対応を行います。
- ④ 突発的な危害情報に対しても迅速に対応できるよう、日頃から他自治体や関係部局等との連携を図ります。

【担当課】 食品・衛生課、環境農業推進課、地域農業推進課、畜産振興課、漁業振興課、合併・流通支援課、高知市保健所

## (5) 認証制度の推進

### 【農産物及び生産者の取組】

#### 現状と課題

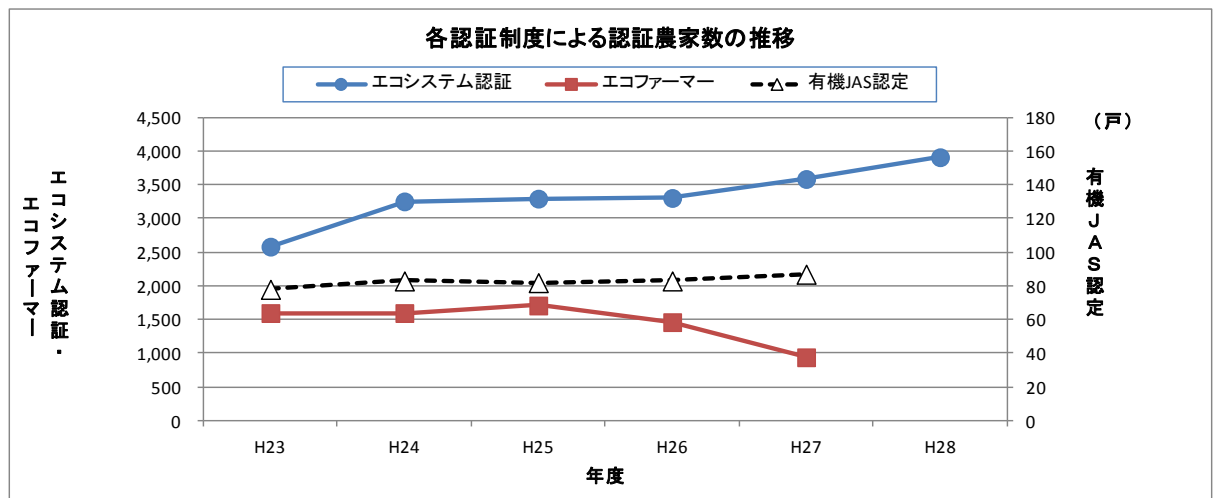
- 本県では、有機物の活用や減化学肥料・減農薬などによる栽培方法により、生産性を維持しながら環境への負荷を少なくする持続性の高い農業を推進し、県民に安全・安心な農産物などを供給するため、様々な認証制度の取得を支援しています。
- 国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」による表示や、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマー認定制度については一定定着しています。ただし、エコファーマー認定制度については、農業者の高齢化等により減少傾向にあります。
- 高知県園芸農業協同組合連合会が実施するエコシステム栽培認証(\*)については、平成12年の創設以降、対象品目及び認証数は増加し続けており、県産園芸品の安全・安心確保と環境保全農業推進に向けた取り組みとして普及しています。
- 有機農業(有機農業推進法で定義される「化学的に合成された肥料・農薬及び遺伝子組み換え技術の不使用」の要件を満たした農業)については、平成27年4月に改定した高知県有機農業推進基本計画に基づき推進を図っており、その一環として有機JAS認定取得支援(認定費用の補助等)のほか販路拡大・技術習得支援を行っており、有機JAS認定取得は一定の数で推移しています。

#### \*エコシステム栽培認証

総合的病害虫・雑草管理(IPM)を基本に、農業環境規範による土づくりや適正施肥、農業生産工程管理(GAP)による点検、生産履歴記帳等の実施事項を組み合わせた栽培方法を「エコシステム栽培」として管理要件を設定し、認証を実施する制度。

#### 取組の方向

- ① 消費者に信頼される安全・安心な農作物などの供給を図るため、特別栽培農産物に係る新ガイドラインによる表示や、環境にやさしい生産方式などに取組む認証制度を推進します。





## 数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
(新)有機 JAS 認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組面積(※)	(平成 25 年度) 164ha	(平成 31 年度) 284ha

※ 高知県有機農業推進基本計画における目標数値

## 【担当課】環境農業推進課

## 【農産物に関する主な認証制度】

制度名	認定機関	制度の内容、対象業種等	認証票・表示												
有機食品の検査 認証制度 (有機 JAS)	登録認定機関 (NPO 法人高 知県有機農業認 証協会ほか)	化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法を採用したほ場において生産された農産物や、それらを使った加工食品を対象として認定事業者が格付を行う。 対象業種：農業者、加工業者、小分け業者	 認定機関名												
エコファーマー (持続性の高い農 業生産方式導入計 画認定農業者)	県	持続性の高い農業生産方式(たい肥等による土づくりと化学肥料、農薬使用の低減を一体的に行う生産方式)を導入するため「導入計画」を策定した農業者を知事が認定。 対象業種：農業者	エコファーマーマークは、平成 23 年 3 月末をもって利用が停止されました。												
エコシステム栽 培審査登録	高知県園芸連	化学合成農薬の使用だけに頼らず生態系や生産物への影響を小さくする、人や環境にやさしい栽培方法として、総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術を取り入れた栽培管理の基準を設けて審査し登録。「エコシステム栽培」さらにそれを進めた「特別栽培農産物」の審査・登録があります。 対象業種：農業者													
特別栽培農産物 に係る表示ガイ ドライン	認定機関無し (栽培責任者及 び確認責任者による確認のみ)	その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べ、化学合成農薬のうち節減対象となる農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量が 5 割以下で栽培された農産物を国の表示ガイドラインに基づいて特別栽培農産物として表示。 対象業種：農業者	<p>農林水産省新ガイドラインによる表示</p> <p>特別栽培農産物 節減対象農薬：〇〇地域比7割減 化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用 栽培責任者 〇〇〇〇 住 所 〇〇県〇〇町△△ 連絡先 TEL:〇〇-〇〇-〇〇〇〇 確認責任者 △△△△ 住 所 〇〇県〇〇町◇◇ 連絡先 TEL:〇〇-〇〇-▽▽</p> <p>節減対象農薬の使用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用資材名</th> <th>用途</th> <th>使用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇</td> <td>殺菌</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>□□□</td> <td>殺虫</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>△△△</td> <td>除草</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	使用資材名	用途	使用回数	〇〇〇	殺菌	1回	□□□	殺虫	2回	△△△	除草	1回
使用資材名	用途	使用回数													
〇〇〇	殺菌	1回													
□□□	殺虫	2回													
△△△	除草	1回													

## 【加工食品及び食品関連施設】

### ◆ 高知県食品総合衛生管理認証制度

#### 現状と課題

- 県では、HACCP の考え方に基づく自主衛生管理の取組の促進を図るため、県が定める認証基準に適合する県内食品関連施設を認証しています。
- 平成 15 年度から、高知県独自の認証制度「高知県食品衛生管理認証制度」を、また、平成 23 年度から「高知県食品高度衛生管理認定制度」を創設し、自主衛生管理に取り組む食品事業者を認証・認定してきました。  
近年、国際標準の HACCP 手法導入が商取引において求められるようになったため、これらの制度を統廃合し、平成 28 年 6 月から「高知県食品総合衛生管理認証制度」をスタートしています。
- HACCP に取り組む施設の増加と認証制度の普及により、安全性の高い食品の流通を促進するとともに、消費者が安心して食品を選択する目安となることが重要です。


#### 取組の方向

- ① HACCP に関心を持つ食品関連事業者に対し、制度の周知を図り、認証取得を促していきます。
- ② 取組にあたっては、産業振興に関する部署と連携を取りながら進めていきます。
- ③ HACCP 導入型基準や国際的な食品安全マネジメントシステムとの整合性を図り、認証施設の取組が「見える化」しやすいよう、認証制度のブランド化に取り組みます。
- ④ 認証マークの普及をすすめ、消費者の関心を高めていきます。

#### 数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
⑧ 高知県食品総合衛生管理認証施設数 第 2 ステージ以上	—	320 施設

#### 【認証制度の概要】

制度名	認証機関	制度の内容、対象業種等
高知県食品総合衛生管理認証制度 	県	HACCP の考え方を取り入れた県独自の衛生管理基準に適合する県内の食品関連施設を認証する制度。段階的に HACCP に取り組めるよう、3 つの認証区分を設けている。 ・第 1 ステージ：HACCP 5 手順（HACCP に取り組む準備段階） ・第 2 ステージ：HACCP 12 手順（HACCP による PDCA サイクルが一巡した状態） ・第 3 ステージ：HACCP 12 手順＋一般衛生管理基準（HACCP プランに基づき、一般衛生管理が行われている状態） 対象業種：県内の食品関連施設

【担当課】 食品・衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所

## (6) 調査研究等の推進

---

### 現状と課題

- 県の各試験研究機関では、安全・安心な農林水産物の生産・加工などに関する様々な調査研究を推進しています。
- 食品衛生監視指導においては、業務で得られた知見等の共有を図ることにより、課題解決に取り組んでいます。
- 進歩する食品の加工・製造技術や分析検査技術に対応するための研鑽と、技術の継承が重要です。

### 取組の方向

- ① 病害に対する抵抗性を高める薬剤や新規土着天敵の利用技術等の開発により、IPM 技術をさらに拡大するとともに、農産物鮮度保持に関する研究を推進します。
- ② 食中毒に起因する危害の情報収集と蓄積を図り、食品などの安全性に関する調査研究を推進します。
- ③ 食品衛生に関し、効果的な監視指導方法や食品衛生に関する疑義について検討や調査研究を行います。

【担当課】 食品・衛生課、環境農業推進課、高知市保健所